

Title	大分県監獄事件取調書 (明治十六年) : 続・明治法制史料雑纂 (六)
Sub Title	A fact-finding report on the Ōita Prison, 1883
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.10 (1965. 10) ,p.97- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19651015-0097">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19651015-0097</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 大分県監獄事件取調書 (明治十六年)

続・明治法制史料雑纂(六)

手塚豊

ここに紹介する「大分県監獄事件取調書」<sup>(1)</sup>は、義塾法学部研究室に所蔵されている村田保文書の一冊であり、大分県十三行野紙八枚に浄書された(別に附表十五枚)ものである。その内容は、明治十六年四月現在の「大分県監獄」の状況を、当時同県監獄の責任者であった副典獄甲斐喜一郎から内務省内局別房長村田保(内務大書記官)<sup>(2)</sup>宛に提出した報告書である。<sup>(3)</sup>

昭和十八年、辻敬助氏が編纂された「日本近代行刑史稿」下巻は、千六百頁にも達する大著であつて、明治時代行刑史のもつとも詳細な業績であるが、辻氏が同書に利用された資料は、当時の司法者並に刑務協会保存の文書および各地の刑務所に残存していた旧記録の類であつて、その量は尨大である。しかし、明治時代における各地監獄の記録が、万遍なく残つてゐるわけではない。監獄の中には、すでに明治時代において、かなり詳細な沿革史を編纂してゐる

ところもあるが、他方、ほとんど旧記録が湮滅してしまつた監獄もある。<sup>(4)</sup>辻氏の前掲書にも大分県監獄関係のものはほとんど引用されていない。「大分県監獄事件取調書」を、明治時代行刑史の珍重すべき一史料としてここに覆刻、発表する所以である。

この取調書が作成された明治十六年当時、大分県では、監獄本署が大分に置かれ、支所が中津、竹田、杵築、豆田、佐伯(中津以外は、明治二十六年三月廃止)に設けられていた。未決監は、大分にあつたが、監獄本署とは離れていた。<sup>(5)</sup>大分監獄は明治十一年、中津監獄は同十六年、それぞれ新築されたものである。その他の支所の建物は、おそらく藩政時代からのものを利用してゐたものと思われ<sup>(6)</sup>るが、詳細はわからない。<sup>(7)</sup>

これら監獄の規模、構造などについては、取調書は全くふれていないので、その詳細を知ることにはできないが、已決囚、未決囚合わせて七三三人であること、「囚人恠人ニ付疊ノ割合」が「六合三

勺壺才余」とあることから逆算して、囚人の居住面積は、本署、支所、未決監全部を合わせても二三〇坪内外にすぎず、きわめて小規模の建築であつたと推定される。これに反して、行刑職員の数はかなり多い。看守以上の職員は、囚人六・三人について一人、全行刑職員は囚人二・一人について一人の割合である。当時、全国監獄の平均は、前者が一二・一人について一人、後者は五・四人について一人であつた。

この取調書でとくに注意を惹くのは、全受刑者の犯罪別、動機別の分類と、累犯者に関する詳しい調査である。こうした調査は、当時の監獄においても行われたのかも知れないが、すくなくとも現存する資料としては、稀有のものといえよう。

そのほか、この取調書は、不完全な行刑設備、過剰拘禁、内役外役の不足、逃走者の続発、衛生状態の不良等、明治十年代中期におけるわが行刑制度の一般的傾向が、大分県においても存在したことを、如実に示している。

(1) 「事件」という言葉は「事情」という意味に使用されたものと思われる。

(2) 甲斐喜一郎は、明治十五年七月「官員録」によると「書記兼看守長」として在職するが(二九七枚表)、同十六年五月「官員録」では「副典獄」に昇任している(三〇二枚裏)。当時、大分県では典獄の地位は空席であつた。したがつて、副典獄が監獄の責任者である。

(3) 明治十六年五月・前掲官員録・二九枚裏。村田は明治十六年一月

以降、福岡、長崎、熊本、鹿児島、大分の各県を巡回視察したから(「村田水産翁伝」一三頁)、その際、大分県で提出をうけたのである。因みに、内務省内局別房は、明治十六年(月日不明)に主として法律書翻訳のため設けられたものであるが、同十七年八月四日に廃止された(内務省ヨリ各局課(達)(法規分類大全)第一輯・官職門第二冊・内務省(一)・一八一頁)。

(4) 筆者未見であるが、「徳島監獄沿革史」(明治三十七年)、「広島監獄沿革史」(明治二十一年)、「前橋監獄沿革史」(刊年不詳)の類である(辻敬助「日本近世行刑史稿」上巻凡例六頁、下巻九五頁)。辻氏は引用しておられないが、義塾法学部研究室には「山口監獄沿革史」(明治四十四年)を所蔵している。他にも類書の存在が考えられる。

(5) 戦前でも文書を破棄したところがすくなくかつたようであるが、戦後はとくに戦災の影響が著しい。

(6) 本願寺編「日本監獄教誨史」下巻・一六四五頁、一六五七頁。

(7) 辻・前掲行刑史稿・下巻・五九六頁。

(8) 佐伯は旧佐伯藩領、杵築は旧杵築藩領、竹田は旧岡藩領、豆田は旧幕府天領である(篠田九万太「大分県新誌」・二三頁旧藩領域図参照)。

(9) 拙稿「明治二十年・罪石事件の一考察」本誌第三八巻五号・四六頁掲載の図表参照。

(10) 前掲拙稿・四三頁以下。

#### 前註

(1) ゴチは原文の朱書を示す。

(2) 附表の中には、印刷の都合上、若干形式を変えたものがある

(例えば縦の表を横の表にし、また、一、二、三の字体を1、2、3とするなど)。

(3) □□は、汚損または虫喰のため不明の文字である。

監獄事件取調書出来候ニ付別紙進呈候也

明治十六年四月八日

大分県監獄本署

副典獄 甲 斐 喜 一 郎

内務大書記官 村 田 保 殿

大分県監獄事件取調書 (表紙の題名―手塚註)

監獄署

署員ノ数

監獄本支署吏員配置並四月一日ノ現員第壹表ノ如シ

犯罪者ノ数及ヒ犯罪種類附携兒

本署未巳決囚ノ員数並ニ男女区別族籍年齢及ヒ携兒ノ員数等第

二三四五表ノ如シ

犯罪ノ原因

本署在監巳決囚犯罪ノ起因ヲ原スルニ其詳細ハ第六表ノ如シ但

シ多クハ教育ナキ者而已ナリ

再犯ノ有無及初犯放免ヨリ再犯迄ノ年限

大分県監獄事件取調書

本署在監囚ノ内再犯以上ノ者及ヒ初犯ヨリノ年限ハ第七表ノ如シ但シ新法実施後ノ犯罪ニ係ル

仮出獄ノ有無

本年中仮出獄ヲ許サレタル者式名内名ハ刑期七年ニシテ他ノ

名ハ五年囚ナリ

囚人破獄ノ景況

明治十五年ヨリ本年一月迄巳決囚逃走セシモノ十三人其詳細ハ

左ノ如シ

明治十五年五月三日重禁錮四年ノ囚名外役先ヨリ同月廿七

日モ同四年囚名外役先ヨリ同年六月十五日同二年三月ノ囚

名外役先ヨリ同月十八日懲役終身ノ囚名同七年ノ囚名

破獄同年七月十四日同終身ノ囚名同九年三百三十日ノ囚名

名脱監同年八月三十一日同十年囚名同七年ノ囚名外役先

ヨリ同年九月八日重禁錮八月ノ囚名外役先ヨリ同年九月十

九日懲役十年ノ囚名脱監同年十月三日同十年ノ囚名破獄

同十六年一月廿九日同終身ノ囚名脱監逃走セリ而シテ此内

六人ハ巳ニ就縛其他数次破獄ヲ企テシモノアリト雖モ皆未然

ニ発覚セリ

獄則違反者ノ景況

本年一月以降三月マテ本署ニ於テ獄則違犯ノ者処罰セシ物数六

十六人一月中十八人中内男六十二人ニシテ女四人ナリ而シテ

該犯則タルヤ賭博類似ノ遊戯ヲナシタル者ト吸煙セシモノ最モ

多シトス且ツ金錢包蔵外役先ニテ食物ヲ貰ヒ受ケテ包蔵シ又ハ

逃走ノ隠謀ヲ為シタル者等ニシテ其他詳細ハ第八表ノ如シ

囚人食料品ノ件

囚人ノ飯糧ハ成規ニ照ラシ米四歩麦六歩ヲ給ス菜ハ一日壹人壹錢五厘以下ヲ目的トシ朝味噌汁ニ當時ノ野菜ヲ交ヘ昼ハ漬物ノ類夕ハ魚肉牛肉等ノ内ニ野菜ヲ交エ之ヲ給ス

囚人工業ノ景況

本署已決在監人定役ニ服スルモノ重軽囚合セテ五百三十一人内伝告者五人誘工者七人ニシテ米麥精業三十二人紙漉工五十二人木工十五人竹細工廿七人瓦工五人櫛工二人下駄工二人畳工二人看病夫三人炊夫十四人理髮業十一人団扇工二人刻莫十五人即今

索綯工二百八拾人女囚十六人洗濯等ニ從事セシム雑工三十三人内青蓮打十五人囚衣木綿業八人人鼈甲類及彫刻細工八人ナリ而シテ其収ムル処ノ雇錢一日

一人ノ平均五錢九厘乃至六錢五厘ニ當ル木工瓦工畳工雜工ノ如キハ注文本品而已ヲ製作シ其他紙漉竹細工下駄鼈甲類ノ製造品即今売捌ケ難キヲ以テ貯藏セリト雖モ時季ヲ計リ売却ノ見込ナリ又索綯工ノ如キハ常ニ二百八十人内外ヲ役シ随テ製造品數万束ニ及ヒ売捌且素品買入等ニ困難スト雖モ外役事業尠ク且ツ外ニ事業ノ見込相立難シ

病囚ノ多少及其原因

本年一月ヨリ三月マテ已決囚ノ疾病ニ罹リシ者都テ四百三十四人一月中百三十五人二月中百四十五人三月中百五十五人ニシテ其病症並ニ原因ハ第九表ノ如シ

定役ニ服スル囚人ノ賃金及給与高  
本年三月中定役ニ服スル囚徒ノ賃金七百九拾壹円四拾錢八厘ニ

シテ其内給与セシ高ハ金八拾六円九拾壹錢壹厘ナリ  
監獄費中地方稅ト工業賃金ノ割合  
十五年度上半季ノ地方稅支弁高ト同季工業雇錢ノ内成規ニ依リ下給スル雇錢ヲ除キタルモノトヲ以テ割合ヲ為ス左ノ如シ

金三千六百六拾五円拾壹錢七厘 雇錢  
金六千八百四拾七円六錢八厘 支払高

他ニ上半季ニ編入スヘキモノニシテ都合ニ依リ翌季へ繰越ノ分アレトモ現ニ收入セシ金額ヲ掲ケ依テ年度ノ結算ニ至レハ幾分ノ割合増額ヲ見ルヘシ参照ノ為メ十四年度ノ割合ヲ左ニ

金壹万三百貳拾貳円九拾壹錢八厘 雇錢並工業潤益金  
内金九千五百五拾參円貳拾錢四厘 雇工錢  
金七百六拾九円七拾壹錢四厘 (1) 工業潤益金  
金壹万五千參百七拾四円四拾壹錢 支払高六歩七厘ニ當ル

囚人壹人ニ付壹ノ割合

壹人當リ壹六合三勺壹才余

貧困者糊口ノ為メ入獄ヲ望ムモノ有無

右ハ絶テナシ

定役時間

監獄則ノ通執行

刑期後留置人ノ有無

刑法附則第三十二条ニ基キ懲治場ニ留置シタル者第十表ノ如シ  
輕重罪ヲ区分スルヤ否

可成区分スル見込ナレトモ獄舎狹隘ニシテ悉ク区分スル能ハス

監室ノ設ケアリヤ否

式ケノ設ケアリ

監室入ニ処セラレタル者ノ員數

本年一月ヨリ三月マテ八人ナリ

監獄費ノ事

監獄費ハ県会ニ附シ議決スル処ノ予算並ニ国库費支弁ニ属スル  
 予算ニ基キ之カ支払ヲ為セリ即チ十五年上半年分実費支出高ヲ  
 掲クル左ノ如シ

金壹万九千八百七拾貳円五拾壹錢六厘

内

金貳千八百六拾三元

俸給

内 金貳百七円貳拾六錢五厘

国库費

金六千貳拾三元拾四錢三厘

雑給

内 金四百四拾五円七拾五錢四厘

国库費

金五千五百七拾七円三拾八錢九厘

地方稅

金千六百四拾六円五拾三錢七厘

庁費

内 金百拾九円七錢五厘

国库費

金千五百七拾三元六拾貳錢五厘

未決囚諸費  
 但地方稅

金七千五百三拾五円三錢五厘

已決囚諸費

内 金六百八拾七円九拾六錢七厘

国库費

金六百八拾七円九拾六錢八厘

地方稅

金貳百三拾壹円拾七錢六厘

監獄建築修繕費

内 金拾七円五拾七錢九厘

国库費

金貳百拾三元五拾九錢七厘

地方稅

第壹表 監獄署員

職名	署名		監	同	中	竹	杵	豆	佐	合
	本	獄								
副典獄	一									一
書記	二									二
看守長	一									一
準御用掛	一									一
看守	二	九								二
準御用掛	一									一
等外	九									九
準御用掛	二									二
監獄雇	七									七
教諭師	一									一
醫師	一									一
授業手	二									二
押丁	四	八								一
女監取締	二									二
使丁	一	二								三
小計	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二
	一	二								三
	三	四								七
	四	三								七
	二	八								一
	九									九
	八									八
	七	二								九
	二	四								六
	七	二								九
	二	四								六
	七	二								九

大分県監獄事件取調書

第貳表 四月一日ノ調査ニ係ル

監			決			未		
9	男	以十六歲上	3	男	士族	族籍	合計	3
1	女	以十六歲上	0	女	平民			
62	男	以二十歲上	174	男	合計			
1	女	以二十歲上	3	女	合計			
54	男	以三十歲上	177	男	合計	族籍	合計	3
1	女	以三十歲上	3	女	合計			
32	男	以四十歲上						
0	女	以四十歲上						
13	男	以五十歲上						
0	女	以五十歲上						
7	男	以六十歲上						
0	女	以六十歲上						
177	男	合計						
0	女	合計						

第三表 四月一日ノ調査ニ係ル

囚			決			已		
1	男	以十二歲上	347	男	初犯	年	合計	16
0	女	以十二歲上	13	女	再犯			
10	男	以十六歲上	70	男	以上三犯			
2	女	以十六歲上	2	女	以上三犯			
207	男	以二十歲上	120	男	合計	族籍	合計	537
6	女	以二十歲上	1	女	合計			
188	男	以三十歲上	537	男	華族			
5	女	以三十歲上	16	女	士族			
95	男	以四十歲上	0	男	平民			
2	女	以四十歲上	0	女	合計			
25	男	以五十歲上	7	男	合計			
1	女	以五十歲上	0	女	合計			
11	男	以六十歲上	530	男	合計			
0	女	以六十歲上	16	女	合計			
537	男	合計	537	男	合計	族籍	合計	16
16	女	合計	16	女	合計			

一〇二 (一三八四)

第四表 四月一日ノ調査ニ係ル

員受旧刑人法	員受現刑人刑	罪質	囚徒
0	1	男	皇室ニ對スル罪
0	0	女	皇室ニ對スル罪
30	4	男	靜謐ニ對スル罪
0	1	女	靜謐ニ對スル罪
6	5	男	信用ニ對スル罪
0	2	女	信用ニ對スル罪
9	86	男	風俗ニ對スル罪
1	1	女	風俗ニ對スル罪
19	37	男	身體ニ對スル罪
4	0	女	身體ニ對スル罪
175	165	男	財産ニ對スル罪
3	4	女	財産ニ對スル罪
239	298	男	小計
8	8	女	小計
	537	男	合計
	16	女	合計

手塚註 「現行刑」とあるは、明治十五年刑法による受刑者、「旧刑法」とあるは、新律綱領、改定律例等による明治十四年以前からの受刑者のことである。

第五表 四月一日ノ調査ニ係ル

人員	携兒
1	男 越十五年ヨリ
0	女 越十五年ヨリ
1	男 入監 十六年自一月至三月
0	女 入監 十六年自一月至三月
2	男 出監 十六年自一月至三月
0	女 出監 十六年自一月至三月
0	男 日現実 十六年四月一
0	女 日現実 十六年四月一

第六表 四月一日ノ調査ニ係ル

罪名	原	因	人員	小計
不敬ノ罪	一時血氣ニ乗シナシタル者		一	一
兇徒聚衆	公租民費取返ノ為メナシタル者		二九	二九
藏匿罪人	兼テ懇意ノ為メナシタル者		一	一
監視規則ニ違フ者	規則ヲ僞略ニスルヨリ生シタル者		五	五
偽造宝貨 並偽印証罪	困窮ノ為メナシタル者		八	一三
	困窮ニテ父母ノ養ニ困リナス者		一	
	懶惰ニテ生活ニ苦シминаス者		三	
	他人ノ強誘ニヨリナス者		一	
強姦	醉ニ乗シナシタル者		四	五
	貸金ノアルヨリ暴行姦淫セシ者		一	
	懶惰ヨリシテ之ヲ行フタル者		二二	
賭博	無産業ニテ生活ニ苦シム行フ者		三三	八八
	飲酒ノ末不図行フタル者		三三	
	賭房ヲ給シタル者		二	
	姦夫ニ進メラレナシタル者		一	
犯姦	困窮ヨリ生シタル者		三	三
略売人	商業ニ損亡ヲ讓シナシタル者		一	二
	酒色ニ耽リ負債ヲ生シタルヨリ為ス者		一	
謀殺父母	己レノ自儘ナラサルヨリナシタル者		二	四
	父嫺顯トナリ看護ニ苦シムヨリ為ス者		一	
	相統サセ呉レサルヨリナス者		一	

創傷	飲酒ノ末ナシタル者	二五
	自分ノ品ヲ持チ逃去ルヲ□□□ツ者	一
毆打	他人ノ喧嘩ニ中裁シ罵言ヲ受ケナス者	二
	馬ノ引様ニ対爭論を生シナス者	一
殺本夫	馴染ノ女ヲ匿サレタル□□為ス者	一
	妻ノ吝氣ヲ言フヲ打ツ者	一
	金錢上ヨリ爭論ヲ生スル者	七
誣告	犯姦ノ為メナシタル者	一
	姦通ノ為メナシタル者	一
毆辱父母	父ノ意ニ随ヒ妻ヲ誣告スル者	一
	他人ヨリ迷惑ヲ掛ラレタルヲ遺恨ニ思ヒナシタル者	一
殺	酒色ニ耽リ父ニ意見セラレ怒ヲ生シナス者	五
	母ノ不和ナル者ト交際シ母ノ怒ヲ受ケ己レ之ニ向フ者	一
	夫婦喧嘩ノ際母ノ之ヲ制スル砌誤殺スル者	一
	相統ノ儀ニ付口論ヲ生シ父ヲ毆ツ者	一
故殺	商業ニ付父ト爭論ノ末毆ツ者	一
	家政治上ニ付母ト爭論ヲ生シ毆ツ者	一
監守盜	私通ノ末懷胎シ父兄ノ覚知セシコトヲ恐レ初生ノ子ヲ殺ス者	一
	酒色ニ耽リナシタル者	一
殺	困窮ノ為メナシタル者	二
	私慾ニ蔽ハレナシタル者	一



詐欺取財	雇人盗	窃盗										強盗			常人盗				
		酒色ニ耽リナシタル者	私慾ニ蔽ハレ為メニナス者	酒色ニ耽リナシタル者	旅行中旅費ニ尽キナス者	病ノ為メ困窮ニ迫リナス者	学費ニ迫リ為シタル者	他人ヲ救助スル為メニナス者	私慾ニヨリナシタル者	博戯ニヨリ負債償却ノ為メナス者	酒色ニ耽リ仕事ヲ好マサルヨリ為ス者	人ノ進メニヨリナシタル者	貧困ノ為メニナス者	懶惰ニシテ仕事ヲ好マサルヨリナス者	他ニ強誘セラレナス者	酒色ニ耽リシヨリナス者	賭博ヨリ為シタル者	貧窮ノ為メナシタル者	懶惰ニシテ生活ニ苦シミナシタル者
一五	一五	七	一	一	七	一	二	四	一一	八三	五	五一	三二	二	六	五	一五	二	一
								二〇八							三〇				一

合計	漂流物ヲ得テ官ニ送ラサル者	受寄財産ヲ費消ス	放火										家資分散ニ関スル者	赃物ヲ受クル者					
			酒費ニ充テン為メ不図之ヲ取ル者	私慾ニ蔽ハレ不良心ヲ為スモノ	酒色ニ耽リ為メニナス者	争論ノ為メ他人ヲ恨ミナス者	養家ニ残シ置キタル金貨ヲ取返ス為メナス者	窃盜ヲ為サン為メニシタル者	酒酔ニ乗シナシタル者	盜罪ヲ煙滅セン為メニナス者	犯姦ノ為メニナス者	債主ニ高利ヲ取ラレシ上督促ヲ受ケ為メニナス者			盜罪ヲ言掛ケラレ遺恨ニ思ヒナス者	貸金ノ代リニ受クル者	困窮ノ為メニシタル者	貧窮ノ為メ財産ヲ隠蔽スル者	名譽ヲ求ムル為メニシタル者
五五三	一	二	一	一	一	一	一	二	九	一	二	一	一	一	一	一	二四	六	八
五五三	一	四				一七					三								七七







四 犯 囚 男 六 人

初犯入監年月 罪名 刑名 放免年月 刑期	再犯入監年月 罪名 刑名 放免年月 刑期	三犯入監年月 罪名 刑名 放免年月 刑期	四犯入監年月 罪名 刑名 放免年月 刑期
窃盜六年十一月 杖七 十	窃盜六年六月不 杖八 十	窃盜七年八月 懲役 十年	窃盜十六年二月 重禁 鋼九
同上七年月不詳	同上七年月不詳	同終 八年月不詳 癩疾ニテ放免	同六十六年一月 三年三月
同懲十二年十月 役五 同杖十二年十月 六十	同重十五年三月 禁鋼 二月同年五月	監視十五年九月 規則 同月 違反 同月 重禁 同月 鋼五	同六十五年十月 同 二月
受寄 財物 同月 費消 同月 同月	同懲十五年三月 役五 同月 同月	同十五年七月 同月 同月	同十五年十月 同月

賭博 十一年六月 同八月	賭博 十二年七月 杖八月	窃盜 十三年二月 杖六月	同上 十六年一月
放火 十三年三月 贖罪 月	窃盜 十四年七月 贖罪 月	同贖 十四年九月 罪金 月	開墾 十五年三月 重懲 月
金拾 五円	贖罪 五円	罪金 拾五円	重懲 九年
拾錢	贖罪 五円	罪金 拾五円	年

六 犯 囚 男 老 人

初犯罪 入監年月 刑名	再犯罪 入監年月 刑名	三犯罪 入監年月 刑名
窃盜懲 九年一月 日	詐欺取 九年四月 月	詐欺取 十一年九月 月
四犯罪 入監年月 刑名	五犯罪 入監年月 刑名	六犯罪 入監年月 刑名
窃盜重 十五年九月 月	逃走重 十五年十月前 月	窃盜重 十六年二月 月
禁鋼二 同年十一月	禁鋼一 同年十二月	禁鋼七

第八表

員人	背	違	則	獄
20	男	スナヲ	戯ノ似	博
11	男	煙		吸
4	男	蔵	包	銭
3	男	匿	蔵	物
1	男	喰	再	物
4	男	贈	ヲ物食へ	囚食減
2	男	ル	受ヒ	貫上同
3	男	貫	ヲ物食テ	ニ先役外
1	男	ス	借貸ヲ	類衣私
1	男	ル	贈テ	ン製ヲ履ニ
1	男	状	書発	ニ密
1	男	励	勉不	走工逃
8	男	ル	企ヲ	敬不
1	男	ヲ	トコノ	敬不
1	男	サハ	言テ知	ヲ則犯
1	女	ル	入ニ内監	ヲ物制禁
3	女	ル	受貰リヨ	囚他ヲ上同
62	男	計		
4	女	合		

第九表

病	名	人	員	原	因
レ	麻	質	私	二	監獄署ニ関スル因ナシ
儂	質	私	三	同上	
腰	痛	血	五	同上	
下	脚	痺	六	過度勞役ニ因ル	
感	脚	痺	二	監獄署ニ関スル因ナシ	
氣	管	枝	九	皮膚ノ虚弱ニ因ス	
肺	結	核	二	監獄署ニ関スル因ナシ	
胃	加	答	四	食物ノ消化ニ因ス	
口	内	疾	七	食物刺激ニ因ル	
疥	癬	毒	一	監獄署ニ関スル因ナシ	
梅	瘰	癧	一	衣服及身体清潔法不良ニ基ス	
結	核	炎	三	監獄署ニ関スル因ナシ	
外科的	諸病並	外傷	一	塵埃刺戟ニ因ス	
合	計	四	三	四	監獄署ニ関スル因ナシ

第十表

別房	十五年ヨリ越	十六年自一月	十六年自一月	十六年四月
シ	至三月入場	至三月出場	一日	現員
人員	男一 女一	男一 女一	男一 女一	男一 女一
留置	男一 女一	男一 女一	男一 女一	男一 女一
人員	二	〇	五	一
	〇	一	一	一
				六
				〇

手塚註

(1) 地方税からの支払が一五三七四円四二銭であるが、囚人の雇銭並に内役外役の収益が一〇三三三円九一銭八厘あり、この分は県の収入になつてゐるから、実際の県地方税の負担は五〇五一円四九銭二厘である。「六歩七厘」といふのは、地方税からの支払高の中、六七パーセントは監獄収入で補つてゐるという意味である。

(2) 再犯、三犯の者で「徒刑」囚が数人居る。徒刑の場合、女をのぞき、内務省直轄の集治監に収容され府県管轄の地方監獄には居らない筈である(明治十五年刑法第十七条第十八条、明治十四年監獄則第一条第三条)。おそらく集治監へ送るまでの臨時的拘禁であらう。